

関西学院大学バスケットボール部 弦月会

会 則

第 一 章 総 則

- 第 一 条 本会は関西学院大学バスケットボール部 弦月会と称す。
- 第 二 条 本会は会員相協力して、関西学院大学体育会バスケットボール部の健全なる発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第 三 条 本会本部事務所を〒662-0891 西宮市上ヶ原1-1 関西学院大学体育館内、バスケットボール部に置く。

第 二 章 事 業

- 第 四 条 本会はその目的達成の為、下記の事業を行う。
1. 母校のバスケットボール部、現役の指導、後援に関する事業。
 2. 会員相互の親睦に関する事業。
 3. その他目的達成に必要な事業。

第 三 章 会 員

- 第 五 条 本会の会員を次の三種に区分する。
1. 特別会員とは関西学院大学バスケットボール部歴代部長を云う。
 2. 会員とは、関西学院大学バスケットボール部出身者で、会長が承認した者を云う。
 3. 準会員とは、関西学院大学バスケットボール部部員を云う。
- 第 六 条 会員は、姓名、住所、電話番号、勤務先を変更した時は遅滞なく本会に届けるものとする。

第 四 章 役 員

第 五 章 総会及び会議

第 六 章 会 計

第 七 章 慶 弔

附 則

この会則は、2013年4月（平成25年）から改正施行する。

この会則は、2017年4月（平成29年）から改正施行する。